

卒業及び学年進級規程
(平成 29 年度～令和 3 年度入学者適用)

(目 的)

第 1 条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則第 14 条、第 17 条および第 24 条の規程のほか、卒業および進級に関する必要な事項を定める。

(認 定)

第 2 条 卒業および進級の認定は、主任教授会の議を経て、学長が行う。

(進級判定)

第 3 条 進級判定は、試験及び履修等に関する規程第 15 条に定める学年末成績を総合的に評価し、学年ごとに以下の条件を満たした者を進級とする。

学年	進級の条件
第 1 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 早期体験実習におけるすべての実習内容に合格した者
第 2 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、2 単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第 3 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、副外国語 2 単位を含め、8 単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第 4 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、10 単位以上修得した者 (3) 共用試験 ^{※1} に合格した者 (4) 研究室配属に合格した者
第 5 学年	(1) 臨床実習 ^{※2 ※3} に合格した者 (2) 総合試験に合格した者

(卒業判定)

第 4 条 卒業判定は、第 6 学年に実施するすべての試験並びに実習(臨床実習後 OSCE を含む) ^{※4 ※5}等の成績を総合して行う。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

※1 共用試験には、診察技能や態度を評価する OSCE (Objective Structured Clinical Examination) と、基本的な知識の評価を行う CBT (Computer Based Testing) がある。

※2 第 4 学年に実施する臨床実習(第 1 クール)の成績は、第 5 学年の進級判定の際に用いる。

※3 臨床実習の成績は各科実習成績の平均とするが、配当された臨床実習科目中に劣悪の評価を有する者は、留年の対象とする。

※4 第 5 学年に実施する臨床実習(第 2 クール)の成績は、第 6 学年の卒業判定の際に用いる。

※5 卒業を認定されなかった者は、医学部長が指定する臨床実習および臨床実習後 OSCE の合格をもって、当該年度に配当された臨床実習を受講したとみなす。

卒業及び学年進級規程 (令和4年度以降入学者適用)

(目 的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則第14条、第17条および第24条の規程のほか、卒業および進級に関する必要な事項を定める。

(認 定)

第2条 卒業および進級の認定は、主任教授会の議を経て、学長が行う。

(進級判定)

第3条 進級判定は、試験及び履修等に関する規程第15条に定める学年末成績を総合的に評価し、学年ごとに以下の条件を満たした者を進級とする。

学年	進級の条件
第1学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 早期体験実習におけるすべての実習内容に合格した者
第2学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、2単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第3学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、8単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第4学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、副外国語1単位を含め、10単位以上修得した者 (3) 共用試験 ^{※1} に合格した者 (4) 研究室配属に合格した者
第5学年	(1) 臨床実習 ^{※2 ※3} に合格した者 (2) 総合試験に合格した者

(卒業判定)

第4条 卒業判定は、第6学年に実施するすべての試験並びに実習(臨床実習後 OSCE を含む) ^{※4 ※5}等の成績を総合して行う。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年7月1日から施行する。

※1 共用試験には、診察技能や態度を評価する OSCE (Objective Structured Clinical Examination) と、基本的な知識の評価を行う CBT (Computer Based Testing) がある。

※2 第4学年に実施する臨床実習の成績は、第5学年の進級判定の際に用いる。

※3 臨床実習の成績は各科実習成績の平均とするが、配当された臨床実習科目中に劣悪の評価を有する者は、留年の対象とする。

※4 第5学年に実施する臨床実習(第2クール)の成績は、第6学年の卒業判定の際に用いる。

※5 卒業を認定されなかった者は、医学部長が指定する臨床実習および臨床実習後 OSCE の合格をもって、当該年度に配当された臨床実習を受講したとみなす。

卒業及び学年進級規程 (令和6年度以降入学者適用)

(目 的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則第14条、第17条および第24条の規程のほか、卒業および進級に関する必要な事項を定める。

(認 定)

第2条 卒業および進級の認定は、主任教授会の議を経て、学長が行う。

(進級判定)

第3条 進級判定は、試験及び履修等に関する規程第15条に定める学年末成績を総合的に評価し、学年ごとに以下の条件を満たした者を進級とする。

学年	進級の条件
第1学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 早期体験実習におけるすべての実習内容に合格した者
第2学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、4単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者
第3学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、副外国語1単位を含め、10単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第4学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 共用試験 ^{※1} に合格した者 (3) 研究室配属に合格した者
第5学年	(1) 臨床実習 ^{※2 ※3} に合格した者 (2) 総合試験に合格した者

(卒業判定)

第4条 卒業判定は、第6学年に実施するすべての試験並びに実習(臨床実習後 OSCE を含む) ^{※4 ※5}等の成績を総合して行う。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年7月1日から施行する。

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

※1 共用試験には、診察技能や態度を評価する OSCE (Objective Structured Clinical Examination) と、基本的な知識の評価を行う CBT (Computer Based Testing) がある。

※2 第4学年に実施する臨床実習の成績は、第5学年の進級判定の際に用いる。

※3 臨床実習の成績は各科実習成績の平均とするが、配当された臨床実習科目中に劣悪の評価を有する者は、留年の対象とする。

※4 第5学年に実施する臨床実習(第2クール)の成績は、第6学年の卒業判定の際に用いる。

※5 卒業を認定されなかった者は、医学部長が指定する臨床実習および臨床実習後 OSCE の合格をもって、当該年度に配当された臨床実習を受講したとみなす。